	廃棄物処理費	「汽力発電費」の同項に準ずる。
	消耗品費	同上
	修繕費	「水力発電費」の同項に準ずる。
	補償費	同上
	賃借料	同上
	委託費	「汽力発電費」の同項に準ずる。
	損害保険料	「水力発電費」の同項に準ずる。
	諸費	「汽力発電費」の同項に準ずる。
	諸税	「水力発電費」の同項に準ずる。
	減価償却費	同上
	固定資産除却費	同上
	共有設備費等分担額	同上
	共有設備費等分担額（貸方）	同上

を

加え、同表の他社購入電力料の科目中

「	他社購入電源費	地帯間電力融通契約以外の契約によつて購入した電気の料金のうち電源に係る料金及び地帯間電気相当量売買契約以外の契約によつて購入した新エネルギー等電気相当量の代金を整理する。 」
「	他社購入電源費	地帯間電力融通契約以外の契約によつて購入した電気の料金のうち電源に係る料金及び地帯間電気相当量売買契約以外の契約によつて購入した新エネルギー等電気相当量の代金を新エネルギー等電源費及びその他の電源費に区分して整理する。 」

を

に

改める。

別表第一(16)の表の電灯料の科目中

「	遅収加算料金	」
「	遅収加算料金	
	太陽光発電促進付加金	太陽光発電促進付加金（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）第５条第１項の規定により定められる判断の基準に基づき、一般電気事業者が行つた太陽光発電による電気の調達に要する費用に応じて、電気の使用者に転嫁する金額をいう。以下同じ。） 」

を

に

改め、同表の電力料の科目中

「	遅収加算料金	」
「	遅収加算料金	
	太陽光発電促進付加金	「電灯料」の同項に準ずる。 」

を

に

改め、同表の託送収益の科目中

「	接続供給託送収益	接続供給によつて得た収益を基準接続供給収益（送電関連設備の利用に係るものとして得た収益をいう。）、変動範囲内発電収益（特定規模電気事業を営む他の者がその供給の相手方の需要に応ずるために必要とする特定規模電気事業の用に供するための電気の量の変動（以下「電気の量の変動」という。）であつて、変動範囲内の変動に相当する量の電気の発電に係る収益をいう。）及び変動範囲外発電収益（電気の量の変動であつて、変動範囲を超えて不足する量の電気の発電に係る収益をいう。）に区分して整理する。 」

を

「	接続供給託送収益	接続供給によつて得た収益を基準接続供給収益（送電関連設備の利用に係るものとして得た収益をいい、太陽光発電促進付加金を含む。）、変動範囲内発電収益（特定規模電気事業を営む他の者がその供給の相手方の需要に応ずるために必要とする特定規模電気事業の用に供するための電気の量の変動（以下「電気の量の変動」という。）であつて、変動範囲内の変動に相当する量の電気の発電に係る収益をいう。）及び変動範囲外発電収益（電気の量の変動であつて、変動範囲を超えて不足する量の電気の発電に係る収益をいう。）に区分して整理する。 」

に

改める。

別表第二の第一表中

「	内燃力発電設備	を	「 内燃力発電設備 新エネルギー等発電設備 」	に、
「	原子力発電施設解体引当金 （何）　引当金	を	「 （何）　引当金 資産除去債務 」	に、
「	修繕準備引当金 （何）　引当金	を	「 修繕準備引当金 （何）　引当金 資産除去債務 」	に

改める。

別表第二の第二表中

「	内燃力発電費	を	「 内燃力発電費 新エネルギー等発電費 」	に

改める。

別表第二の第四表中

「	8　持分法損益等に関する注記
	9　関連当事者との取引に関する注記
	10　一株当たり情報に関する注記
	11　重要な後発事象に関する注記
	12　連結配当規制適用会社に関する注記
	13　その他の注記 」

を

第明治三十種郵便物認可